## 中野　敏勝 議員

# 広告事業の推進による財源確保について

**問** 財源難に直面する地方自治体が保有している様々な資産を広告媒体として活用することによって、広告収入を得たり経費の削減を図る、いわゆる地方自治体の広告ビジネス。すでにホームページなどでは行われているが、それ以外に住民向けに送付されている通知書やその他の封筒など、町が所有するあらゆる資産に、民間企業などの広告を掲載して、収入増や経費の削減を図ることが出来る。

従来、町で作成していた封筒に広告をのせや、無償で提供してもらうこと、封筒の空きスペースに広告を掲載し広告料を頂く方法もある。たとえ、わずかな財産であっても知恵と汗を流して稼ぐ姿勢が必要な時代、町としても取り組んでみては。

**町長** ホームページのバナー広告は、平成19年度に1枠7000円の5枠で開始したが、掲載企業が次第に減ったことから、20年度に1枠3000円と大幅に値下げし、掲載枠を10枠とした。

この値下げ効果により、掲載枠がすべて埋まったため、本年6月からは20枠に増やし現在に至っている。

この結果、広告料の収入は、平成19年度が14万円、20年度が17万5000円、21年度は58万円を見込んでいる。

また、広告媒体としては、広報紙や封筒などが考えられるが、広報紙は紙面の割り振り上、難しい面もあり、封筒への広告掲載についての可能性を探ってきた。

結果的には、広告を取扱う業者との協議で、本町での使用枚数の規模からすると、広告価値としてはなかなか見出せないとのことで、広告掲載企業が封筒の印刷費を負担して、町に無償で提供もらう方法も含め難しいとのことである。

とはいえ、財源確保については、中野議員と考えは同じであるので、今後ともその手法については、さらに検討していきたい。

# 携帯・ネット被害から子どもたちを守るための対策について

**問** 携帯電話からのメールやインターネットなどの利用が急増している。文科省の調査によると実名や電話番号など個人情報が、顔写真などと共に画像で掲示板に掲載され、多くの人から中傷メールが何度も寄せられた報告もある。子供たちは知っている者同士が会話するための携帯ではなく、会ったこともない人とのやり取りや、ネットにアクセスするための端末機としての利用が主になっている。校内での使用禁止が徹底されても、学校以外での使用はやめられない。携帯状況や利用実態、課題と対策は。

①有害サイトの実態調査と、携帯所持率、ネット・メールの使用実態について
②日常生活の悪影響について
③情報モラル教育などの取り組みについて

**教育長** ①本年4月の調査で、携帯電話の所持率は、6年生で18・5%、中学3年生で42・8%と、いずれも前年を下回り、全国・全道平均と比較して、6年生で約10ポイント、中学3年生で約15ポイント低い所持率だった。

また、「携帯電話で通話やメールをしていますか」との問いに、「時々している」、「ほぼ毎日している」と答えた6年生が13・2%、中学3年生が39・1%と、いずれも前年を下回り、全国・全道平均と比較して、6年生で約10ポイント、中学3年生で約15ポイント低い割合だった。

②携帯電話の持つ強い依存性から、勉強に集中できない、学習時間が十分に確保されないなど、過度の依存状態に陥った場合には、心理面や生活面での影響は大きいものと認識している。

本年3月に学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止とする「携帯電話取り扱いの指導方針」を定め、町の指導方針に基づき、学校としての指導方針を児童生徒へ指導するとともに、家庭におけるルールづくりの必要性の周知徹底など、保護者への働きかけを一層推進し、基本的生活習慣の乱れを防止するよう努めている。

③小学校では、高学年の総合的な学習の中で、情報が日常生活や社会に与える影響について考える学習を行い、中学校では、技術・家庭や総合的な学習の中で、ネットワーク上のルールやマナーをはじめ、個人情報やプライバシーの尊重、人権侵害や著作権に対する対応など、情報モラルの必要性や情報に対する責任について、子どもたちと一緒になって考える「情報モラル教育」に取り組んでいる。

情報モラル教育を実践し、ネット社会との健全な付き合い方を身に付け、子どもたちが被害者、加害者とならないよう、取り組みたい。